

ID: 173

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用料金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市仙崎漁港施設条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第135号		
【根拠条文】 (使用料金) 第7条 施設の使用者は、別表に定める料金を使用前に納入しなければならない。ただし、施設の包括的使用許可を受けた者の使用料の納入は、契約に定めるところによる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日